

# 令和7年度 フードテックシーズ活用可能性調査助成金 募集要項

公益財団法人静岡県産業振興財団フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションセンターでは、県内の中小企業者等が行う食に関する社会課題の解決を支援するため、大学等が持つフードテックのシーズを活用し事業化に向けた可能性調査を行う事業に対して助成する「フードテックシーズ活用可能性調査助成金」を実施します。

令和7年度の実施については、「フードテックシーズ活用可能性調査助成金交付要綱」に定める事項に加え、この要項で定めるとおりとします。

## 1 助成の対象者 ※詳細は、別紙交付要綱で確認してください。

中小企業者（中小企業基本法第二条第一項で定めるもの）及び農林漁業者であって、県内に主たる事務所、事業所又は住所を有する者。但し、静岡県税を滞納していない者。以下の条件も満たすこと。

### ① みなし大企業に該当しないこと。

みなし大企業とは、

- (ア) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者。
- (イ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者。
- (ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。

### ② 大学等と連携すること。

大学等とは、

- (ア) 国立大学法人法第2条第1項の規定する国立大学法人
- (イ) 地方独立行政法人法第68条第1項に規定する公立大学法人
- (ウ) 私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する大学
- (エ) 高等専門学校、大学共同利用機関、国立研究開発法人、独立行政法人及び地方独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うもの、並びに地方公共団体の試験研究機関

### ③ 応募者又はその役職員が、暴力団等の反社会的勢力であったり、また、反社会的勢力との関係を有していないこと。

## 2 対象事業

シーズ活用可能性調査（シーズ探索を含む）

※ただし、一次産品の開発に係る事業は除く

## 3 助成期間

交付決定日（令和7年6月中旬頃）～令和8年2月15日

## 4 助成率

助成対象経費の3分の2以内

## 5 助成限度額

100万円を上限とする。

## 6 助成対象経費

当該事業に直接必要な最少経費。※対象経費詳細は、最終ページ別表に記載

交付決定日（令和7年6月中旬頃）以降の契約～令和8年2月15日までに支払いが完了する経費  
（手形の場合は決済完了、クレジットカードの場合は引落日が2月15日以内であること）

## 7 応募方法等

### (1) 提出書類

- ① 交付申請書(様式第1号)/事業計画書(様式第2号)・・・12部（正本1部、副本11部）※
- ② 資本等一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部 ※
- ③ 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書・・・1部 ※
- ④ 直近3カ年の決算資料(貸借対照表、損益計算書等)・・・12部
- ⑤ 会社案内等の事業概要が分かるパンフレット類・・・・・・・・12部
- ⑥ 直近期の県税納税証明書(法人県民税、法人事業税)・・・・・・・・1部 ※
- ⑦ パートナーシップ構築宣言書のコピー（該当者のみ）・・・1部

※①②③：当センターのホームページから各様式をダウンロードし作成してください。

※⑥：最寄りの各財務事務所にて取得してください。又、個人事業主の場合は、個人事業税について、取得してください。

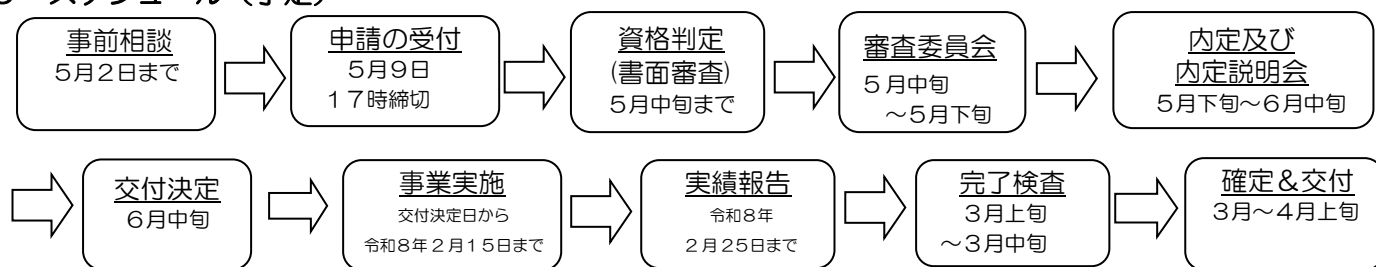
### (2) 申請締切・・・令和7年5月9日(金)17時必着

※令和7年5月2日(金)までに必ず事前相談を受けてください。

## 8 審査

- (1) 資格判定(書面審査)及び審査委員会により審査を行います。審査委員会では、申請者によるプレゼンテーションを実施していただきます。
- (2) 審査委員会では、①シーズの新規性・優位性、②シーズの市場性、③事業の実現可能性・将来性、④事業遂行能力などの観点から総合的な審査を行います。
- (3) パートナーシップ構築宣言ポータルサイトにおいて宣言を公表している事業者（募集締切日前日時点）は加点の対象とします。
- (4) その後、全ての応募について、①～④などの観点から審査を行い、予算の範囲内で採択します。

## 9 スケジュール（予定）



## 10 その他注意事項

- (1) 提出された申請書・報告書等は事務局での厳正なる管理下におかれ、フードテックシーズ活用可能性調査助成金に係る活動以外の用途に使用することはありません。なお、採択時や事業終了後、採択された申請者名・所在地及び事業の名称・概要等が産業財団のHP・成果集等で公表されます。
- (2) 助成事業の対象期間内において、類似の内容で他の助成制度による同様の助成を受ける場合、本助成金は受けることはできません。
- (3) 応募の際には、必ず事前にご相談ください。申請は1者1申請とします。  
なお、ご提出いただいた書類は返却いたしません。
- (4) 採否の理由等についてはお答えできません。
- (5) 事業内容及び成果は、静岡県・産業財団等が主催する催事での展示や作成する各種発行物での記事掲載などの協力をしていただきます。
- (6) 本助成金により得た研究成果に基づく製品・技術等を発表する場合は、静岡県産業振興財団の助成金を受けた旨を明示してください。
- (7) 助成事業終了後3年間、毎年度終了後、助成事業に係る過去1年間の成果状況を報告していただきます。

## 11 事前相談

- (1) 事前相談の受付は、5月2日(金)までします。
- (2) 事業の趣旨や助成対象経費について理解をいただく為に変重要です。
- (3) 仮作成した申請書等をもって、あらかじめ担当事務局にEメールもしくは直接ご持参いただきますと、より具体的なご案内が可能です。
- (4) 申請者からの相談に限ります。
- (5) 審査委員に関するご質問・ご相談には応じられません。
- (6) 事前相談なしに申請された場合、申請額を減額することがありますので、予めご了承ください。  
(例：対象外経費の計上等)

## 12 申請・問い合わせ先

(公財) 静岡県産業振興財団 ウェルネス・フーズ産業支援センター

(旧 フーズ・ヘルスケア・ソリューションセンター)

〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館2階

TEL: 054-254-4513 FAX: 054-253-0019

E-mail: [newfoods@ric-shizuoka.or.jp](mailto:newfoods@ric-shizuoka.or.jp) URL <https://www.fsc-shizuoka.com>

### 別表 (助成対象経費)

以下に掲げる経費のうち、事業に直接要する経費 (※「その他」のみの経費は不可)

人件費、消費税及び地方消費税、振込手数料、委託費に含まれる管理費は対象外です。

科 目		内 容
原材料費		直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
機械装置購入等経費		実証試験を行うために必要な機械装置、工具器具、部品、分析等機器装置の購入・製造・改良・据付け・借用に要する経費 (但し、汎用性が高いと判断される機械等については、原則として借用に限る。)
外注加工費		実証試験を行うために原材料等に施す必要な加工や検査・試験等を外注した際に支払われる経費
技術コンサルタント料		実証試験を行うに当たり、コンサルタント会社等、専門的な知識・技術及び技能等を有した者に依頼し、当該開発に係る技術的事項等に関して、指導・相談等を受けた場合に謝礼として支払われる経費
委託費		開発、設計、評価試験 (大学等の連携先との共同研究含む) 等の委託に要する経費
その他	調査研究費	調査研究を行うための経費、データ等を購入する費用として支払われる経費 (但し、対象事業への用途が特定できるものに限る。) 【対象経費例】 ・ 図書／参考文献／資料／データ等購入費 ・ 資料等発送費 ・ 研修／講習会費／調査会場入場費 ・ 調査研究のための交通費 (公共交通機関利用 (タクシー代除く)、ETC使用料)／宿泊料 等
	消耗品費	消耗品を購入するために支払われる経費 (但し、対象事業への用途が特定できるものに限る。) 【対象経費例】 研究試薬 研究器具購入費 等